

議案第78号

交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び
データヘルス計画推進審議会条例の制定について

交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画推進審議会条例
を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年11月29日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画の策
定について、調査及び審議を行うにあたり、附属機関を設置したいため。

交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画推進審議会条例
案

交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画推進審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、
交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画推進審議会（以下「審
議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法
律第80号）第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画及び国民健康保険法に
基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）による
データヘルス計画の策定について調査及び審議するほか、必要に応じ、進捗について意
見交換を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 交野市医師会の会員
- (2) 交野市歯科医師会の会員
- (3) 北河内薬剤師会の会員
- (4) 四條畷保健所の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市民（団体）代表者
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場
合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

